

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年2月8日（平成29年（行個）諮問第29号）

答申日：平成29年9月4日（平成29年度（行個）答申第90号）

事件名：本人に係る離職票記載内容の照会及び回答書の一部開示決定に関する  
件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「本人が平成28年特定月日A付けで特定事業所を離職した際の離職理由について特定公共職業安定所に異議申立てを行い、その申出を受け、特定公共職業安定所が特定事業所に再度離職理由の確認を行った際の回答書一式」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別紙に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、京都労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成28年8月9日付け京労発安0809第3号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

本件処分については、処分庁が、部分開示の決定をしたが、不開示部分について、審査請求人は、平成28年特定月日Bの特定時分頃、特定公共職業安定所特定課のC氏から電話でこの内容について「①人事委員会は何もしなかった訳ではない、②業務はできると思って発令した。」と通知されており、審査請求人は、既に知り得ているのであるから、部分開示をする理由がなく、全部開示すべきである。

##### （2）意見書

###### ア 審査請求人の意見について

諮問庁は、理由説明書（下記第3）の3の（2）において不開示情報該当性についての後段部分で「仮にこれらの情報が開示されることとなれば事業所が離職理由に関する率直な主張を行いにくくなる

などにより、労働者の離職時の状況に関する正確かつ詳細な情報の事業者からの収集が阻害され、公共職業安定所における離職区分の適正な判断が困難となり、雇用保険業務の適正な遂行に支障を及ぼし、雇用保険の基本手当の不適切な支給につながるおそれがあるため法14条7号柱書きに該当する」と主張する。確かに、一般的には善意の事業者に対してはそのような理由が開示理由に該当することもあるとも思われる。しかし、本件については、次の特殊事情があり、開示されなければ労働者である審査請求人の利益を著しく損なうのである。

- (ア) 審査請求人は、別添資料のとおり事業者側の法人部長（人事・労務担当）からパワーハラスメント（以下、「パワハラ」という。）や審査請求人だけを対象とした過重業務の押し付け等による退職強要を受けていたのであり、審査請求人が同部長との面談の中で、同部長は、「（審査請求人に対する）業務量の計算は何も考えていない。」と発言した（別添資料の陳述書部分7頁12行目ないし13行目。なお、審査請求人は、この発言があった事実を立証できる証拠を所持している。）が特定公共職業安定所長の聴取では、「業務はできると思って（人事異動を）発令した。」と言っており、同部長の発言は明らかに矛盾があるため、これを証明するためにはこの非開示部分の開示が必要不可欠である。
- (イ) 特定公共職業安定所長の事業者に対する聴取は1度行われただけであり、しかも事業者側の対応者は同部長であり、行為者に対する聴取である。更に詳細に言えば、同聴取に対して、最初は同部長、人事課長及び人事課員の3人で対応したが、本件の聴取内容を聞いた時点で、人事課長及び人事課員の2名は、「我々はそれについて知らない。」旨告げて退席した。したがって、聴取は、原因を作った行為者に対して聴取を行っているものであり、真実を究明する聴取とは到底認められない。
- (ウ) 前記（イ）について、審査請求人は、平成28年特定月日B、この聴取結果を電話で連絡した同安定所特定課C氏に説明し、「特定事業所の対応者が、本件パワハラ等の行為者であるので、行為者に聞き取りをしても正当性を主張するだけである。」旨訴え関係資料もあると説明したが、同C氏は、「事業所がそう言っているので、これ以上はできない。」旨回答し、聴取は終了した。
- (エ) 上記のとおり、本件は、法律上保護されるべき善意の事業者ではない。仮に、諮問庁の主張のとおり不開示理由に該当するというのであれば、労働者（審査請求人）と事業者は平等の立場ではないと言うに等しい事業者側に偏った裁定になる。

## イ 資料について

審査請求人が、平成29年特定月日D、京都労働局雇用保険審査官に対して請求した請求書以下資料一式及び「ハラスメントに関するガイドライン」を提出する。

なお、資料の平成29年特定月日D付け陳述書13ページ最下行「(5)特定事業所人権委員会」以下に記述する事業所の設置する人権委員会について次のとおり補足説明する。

人権委員会委員長は、審査請求人がした同部長のパワハラ等に関する苦情申し立ての調査に対し、同部長の上司である法人本部長と相談の上、パワハラ行為時の同席者や行為者である同部長から事実確認の聴き取りも行わず、同法人本部長が同部長に口頭指導したとして苦情申し立ての手続きを行わず打ち切り、組織的隠蔽を図った。

(資料は省略)

## 第3 諮問庁の説明の要旨

### 1 本件審査請求の経緯

本件審査請求は、審査請求人が、法12条1項の規定に基づき、平成28年7月14日付けで行った本件対象保有個人情報に係る開示請求に対し、京都労働局長が行った原処分を不服として、平成28年11月12日付け(同月14日受付)をもって提起されたものである。

### 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、法14条7号柱書きの規定に基づき部分開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

### 3 理由

#### (1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、審査請求人が特定年月日付けで離職した特定事業所の離職理由に係る異議申し立てに対する、特定公共職業安定所が保有している文書(以下、第3において「対象文書」という。)であり、次に掲げる文書により構成される。

特定公共職業安定所内における離職票記載内容の照会及び回答書

#### (2) 不開示情報該当性について

対象文書の不開示部分には、特定公共職業安定所が特定事業所から聴取した離職理由に係る離職の経緯及び経緯に関する参考情報が記載されている。離職理由は、雇用保険の受給資格において基本手当を受給できる日数等に影響があるため、これらの情報は離職区分を判断する上で重要な情報となる。

仮にこれらの情報が開示されることとなれば、事業所が離職理由に関する率直な主張を行いにくなるなどにより、労働者の離職時の状況に関する正確かつ詳細な情報の事業者からの収集が阻害され、公共職業安

定所における離職区分の適正な判断が困難となり、雇用保険業務の適正な遂行に支障を及ぼし、雇用保険の基本手当の不適切な支給につながるおそれがあるため、当該情報については、法14条7号柱書きに該当することから、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求の理由として、審査請求書の中で、「審査請求人は、既に知り得ているのであるから、部分開示とする理由がなく、全部開示すべきである。」等と主張しているが、対象文書の不開示部分については、上記3(2)で述べたとおり、法12条に基づく開示請求に対しては、開示請求対象保有個人情報ごとに法14条各号に基づいて開示、不開示を判断しているものであり、審査請求人の主張は、本件対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年2月8日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月23日 審議
- ④ 同年3月8日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 同年8月3日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同月31日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「本人が平成28年特定月日A付けで特定事業所を離職した際の離職理由について特定公共職業安定所に異議申立てを行い、その申出を受け、特定公共職業安定所が特定事業所に再度離職理由の確認を行った際の回答書一式」に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行い、諮問庁も原処分を妥当としている。

審査請求人は、不開示部分の開示を求めていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、不開示とされた部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

- (1) 審査請求人は、特定事業所を離職した際の離職理由について、特定公共職業安定所に異議申立てを行い、その申出を受け、同安定所は同事業

所に再度離職理由の確認を行った。本件の不開示情報は、当該確認内容である。

(2) 審査請求人は、審査請求書の中で、不開示部分について、特定公共職業安定所の担当者から電話により、この内容について「①人事委員会は何もしなかった訳ではない、②業務はできると思って発令した。」と通知されており、審査請求人は、既に知り得ているのであるから、部分開示をする理由がなく、全部開示すべきであると主張する。

(3) 上記(2)の審査請求人の主張に関して、当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、特定公共職業安定所から審査請求人に伝えた内容を確認させたところ、別紙に掲げる部分が、その内容に含まれていることが判明した。

したがって、別紙に掲げる部分は、審査請求人が承知している情報であると認められ、これを開示しても、雇用保険業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、法14条7号柱書きに該当せず、開示すべきである。

また、別紙に掲げる部分を除く部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これを開示すると、事業所が離職理由に関する率直な主張を行いにくくなるなどにより、雇用保険業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められることから、法14条7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

### 3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、別紙に掲げる部分を除く部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別紙に掲げる部分は、同号柱書きに該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

## 別紙

不開示とされた部分のうち，開示すべき部分

「補正（回答）書」欄の２行目１２文字目ないし最終文字目，４行目２文字目ないし３１文字目，５行目２文字目ないし最終文字目及び６行目１文字目ないし１０文字目